

該当する場合のみ必要となる資料

	状況	必要書類
該 当 す る 場 合 の み 必 要 と な る 資 料	保護者が自営業の場合	確定申告書の写しまたは開業届出書の写し等 …自営業の実績確認ができるもの <u>準備する書類について、事前にこども保育課までご相談ください</u>
	保護者が倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時時点で 離職日の翌日から6か月を経過していない場合	解雇通知または離職票等 …失業理由等を確認できるもの
	ひとり親世帯の場合	親子の戸籍全部事項証明書（取得できない場合は離婚届受理証明書） ※取得でき次第、戸籍全部事項証明書の提出をお願いいたします。
	離婚を前提として配偶者と別居している場合	申立書※任意の書式で可、こども保育課にて書式の用意もあります
	離婚調停中又は離婚裁判中の場合	離婚の調停期日通知書または裁判期日呼出状等の写し
	生活保護を受けている場合	受給証明書
	里親世帯の場合（申請中含む）	養育委託書の写し等
	単身赴任世帯の場合（東京都、埼玉県、茨城県を除く）	住民票または賃貸契約書等…単身赴任のわかる書類
	利用申込児童が認可外保育施設（都道府県知事へ届出をして いる施設に限る）に有料で入所している場合（保護者が育 児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定の場合は除く）	都道府県知事へ届出をしている認可外保育施設を、申込みから直近で 2か月以上、連続で利用したことのわかる利用証明書（1か月の利用 日数、1日の利用時間、利用料金が明記されたもの）
	保護者が外国籍の場合	在留カード（表裏）の写しまたは特別永住者証明書
	同居（予定も含む）の祖父母が65歳未満の場合	同居の祖父母が就労や病気などで保育できない場合、父母の場合と同 様に確認書類（P.8⑤）をご提出ください。65歳未満の祖父母に保 育できない理由がない場合は、入園選考の際に優先度が下がります。
	世帯の中で障害をお持ちの方等 （申込児童を含む）がいる場合	○障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい る者がいる世帯は手帳の写し ○特別扶養児童手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者がいる世 帯は証書の写し ※いずれも特定施設等に入所・入院している場合を除きます。
	佐倉市に転入予定の場合	○住居の賃貸契約書または売買契約書の写し等 …住所が確認でき、引渡し予定日が明記されているもの ○実家に転入する場合は申立書 ※詳細はこども保育課までお問い合わせください。 ※入園月の1日までに転入されなかった場合、保育園の内定は取消と なります。
	災害等による避難を目的とした転入（予定）の場合	災害避難の旨がわかる申立書または罹災証明書
	市内の保育園等において保育士資格、（准）看護師資格のい ずれかを持って就労（内定含む）している場合	保育士証、看護師免許証、准看護師免許証いずれかの写し